

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

職員表彰規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の専任職員に対し、顕著な功績若しくは職員の模範として推奨すべき業績のあった者を表彰し、その功労に報いるとともにあわせて職員全般の勤務意欲を高揚し、業務能率の向上を図るものとする。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰は、業績表彰及び勤続表彰とする。

(業績表彰)

第 3 条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰する。

- (1) 社会福祉の業務に関し、特に有益な研究、発明等したとき。
- (2) 職務に関し、抜群の努力をし、その業績が特に顕著であると認められるとき。
- (3) 職務上災害を未然に防止し、又は事変に際し特別の業績があったとき。
- (4) 職務の内外を問わず職員全体の名誉及び信用を高めたとき。

(勤続表彰)

第 4 条 勤続表彰は、職員が成績優良にして、次の各号のいずれかに該当する場合に、その職員に対して行う。

- (1) 勤続 10 年に達したとき。
- (2) 勤続 20 年に達したとき。
- (3) 勤続 30 年に達したとき。

(勤続年数の計算)

第 5 条 前条の勤続年数は、次の各号により計算する。

- (1) 勤続年数は、就職の日から起算し、毎年 4 月 1 日現在による。ただし、退職者の勤続年数については、当該退職日現在による。
- (2) 退職した後、再び就職したときは、前後の勤続年数による。
- (3) 休職（公務災害による休職は除く。）及び停職、育児休業により、現実に勤務しない期間で 1 月以上にわたる期間は、勤続期間に算入しない。

(表彰の方法等)

第 6 条 表彰は、会長が表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、その遺族に授与する。

3 表彰を行ったときは、表彰の種類、業績等を記録する。

(表彰の時期)

第 7 条 表彰は、毎年 4 月 1 日に行う。ただし、特別の事情のあるときは、他の日に行うことができる。

(表彰の内申)

第 8 条 事務局長は、職員が第 3 条及び第 4 条各号のいずれかに該当すると認めるときは、内申書（第 1 号様式）により、業績表彰にあっては内申書に業績調書（第 2 号様式）を添えて会長に内申するものとする。

(表彰審査会)

第 9 条 表彰に関する事項を審査するため、職員表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、内申された職員の業績等の有無及びその基準に関する事項を審査するものとする。

3 審査会は、会長、常務理事及び事務局長をもって組織する。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。